

狩獵免許更新講習 事故防止（銃）

環境省自然環境局

野生生物課 鳥獸保護管理室

安全を最優先とする

- 銃やわなは人にとっても危険。
- 事故を起こさないことが第一優先。
- 銃刀法の規制を遵守するほか、法令等で明示されていない事項についても「安全が最優先」の考え方で判断。

周囲の人にも「見える」安全管理の実施

- 銃器を安全に扱っていることが伝わる行動をする。
- 銃声の届く範囲に配慮する。
- 銃やわなの危険性と安全性を関係者に十分に説明する。
- 安全確保のために講じている手段について情報を提供する。

安全管理への責任意識を持つ

○ 事故の最終的な責任は自分自身にある。

特に銃では、

- ・ 暴発、誤射、矢先の不確認の排除の徹底。
- ・ 暴発の事故防止：必要時以外の脱包の徹底。
- ・ 誤射、矢先の不確認：対象の周囲も含め十分に確認。

グループで捕獲を行う際の確認事項（１）

- ・ いつ
- ・ どこで
- ・ どのようなメンバーと
- ・ どのような目的で
- ・ どのような対象鳥獣を
- ・ どのような方法で捕獲 をするのか事前に把握する。

グループで捕獲を行う際の確認事項（２）

○ 目的

- ・ 例えば、多数の捕獲が目的か、メスの捕獲を重視しているのか、特定の個体の捕獲が目的か、等。

○ 対象鳥獣の種類

- ・ 対象鳥獣に合致した資機材の選定と準備。

○ 捕獲手法

- ・ 捕獲方法の把握と自分の役割の確認。
- ・ 危険や安全管理をチームで確認・共有。

○ 作業実施日時

- ・ 実施日時にあわせ許可・資機材・整備等の準備。
- ・ 開始・終了時刻の確認。
- ・ 終了後の集合時間・場所の確認。

近年の狩猟事故状況（１）

- 各都道府県から環境省に寄せられた平成30年度の狩猟事故の状況によると、狩猟や、許可捕獲活動などにおいて、他者を死亡させるような重大な事故がいまだに発生しており、非常に憂慮すべき状況である。
- 矢先の確認が不十分であることによる誤射や、銃器の基本的な取扱いが徹底されていないなど、通常、銃を用いた捕獲を実施する際の基本的な事項を遵守していれば防ぐことのできた事故であったことを重く受け止める必要がある。

近年の狩猟事故状況（２）

平成30年度 狩猟等に伴う事故の状況(平成31年3月31日時点)											
No.	日時	場所	狩猟／許可 (個体数調整)	原因 猟具 等	傷害 の程 度	加害者			被害者		事故概要
						年齢	経験 年数	実施 隊員	共猟者 ／他者 ／本人	年齢	
1	H30.4.21	山形県 西川町	許可 (個体数調整)	その他 (獲物)	軽傷	58	2	○	本人	—	6人のグループで捕獲活動を行っており、標的であるクマから約50メートル離れた位置からクマに向けて発砲し、命中した。当該クマを確認するために近づいたところ、致命傷にいたっておらず突然襲われた。その後、当該クマは別の隊員が駆除した。
2	H30.5.2	熊本県 玉名市	許可 (被害防止)	銃	軽傷	76	—	○	他者	33	イノシシが出没し実施隊員3名で追い払いを行った。その際、追い立てられたイノシシの先に移動した捕獲隊員が発砲し、その跳弾と思われる金属片が実施隊員一名の額左側に被弾した。
3	H30.6.14	千葉県 鴨川市	許可 (個体数調整)	銃	死亡	67	9	×	他者	79	有害鳥獣の捕獲許可を持っている加害者がサルの駆除を行うため、実包を発砲。矢先の安全確認義務を怠ったことにより被害者の頭部に被弾した。
4	H30.7.12	岡山県 美作市	許可 (被害防止)	銃	軽傷	41	1	○	本人	—	銃で撃ったニホンジカを始末するため近づいたところ、ニホンジカが暴れて法面を転げ落ちたため、追いかけて押さえ込みナイフでと止めさしする最中、自分の鼻を刺傷した。
5	H30.11.20	北海道 恵庭市	狩猟	銃	死亡	49	—	—	他者	38	エゾシカ猟を行っていた加害者が、林道上で風倒木処理を行っていた被害者をエゾシカと誤認し発砲し、被害者に被弾した。
6	H30.11.25	静岡県 掛川市	狩猟	銃	重傷	68	26	—	本人	—	単独でイノシシ猟を行っていたところ、転倒した際に持っていた銃が暴発し、左足首を負傷した。
7	H30.12.13	高知県 室戸市	狩猟	わな	死亡	75	—	×	本人	—	わなの見回りに行ったところ、イノシシに襲われた模様。獣に襲われたであろう外傷がある。死因は外傷性ショックまたは出血多量とおもわれる。
8	H30.12.16	茨城県 笠間市	狩猟	銃	—	46	4	×	共猟者	70	共猟者とともにカモを狩猟中、矢先の安全を確認せずに散弾銃を発射し、共猟者の右足複数箇所に被弾。
9	H30.12.16	群馬県 沼田市	狩猟	その他 (滑落)	重傷	51	—	—	本人	—	6人で狩猟(巻き狩り)に入り、1人で行動していたところ、斜面で足を滑らせて、100メートルほど滑落。発見した共猟者が通報し、防災ヘリおよびドクターヘリで病院に搬送された。
10	H31.1.3	岐阜県 下呂市	許可 (個体数調整)	銃	死亡	65	3	○	共猟者	71	捕獲活動を終えた加害者が散弾銃の弾抜き作業を行っていたところ銃が暴発し、近くにいた被害者の腰に被弾した。
11	H31.1.15	千葉県 南房総市	狩猟	銃	—	68	40	×	本人	—	単独で猟に出かけ、肩にかけた散弾銃を外そうとした際に誤って発砲、左足に被弾し負傷した。
12	H31.1.19	宮城県 児湯郡	狩猟	銃	軽傷	71	52	○	他者	22	3名で狩猟中に加害者がタヌキにむけて発砲した弾丸(散弾)の一部が人家に到達し、当該人家住人の被害者の左上腕部を貫通した。
13	H31.1.20	山梨県 山梨市	狩猟	その他	死亡	59	35	○	本人	—	共猟者3人とともに巻き狩りを行っていたところ、イノシシに襲われ負傷。救急車で搬送されたが病院で死亡。
14	H31.2.2	熊本県 芦北町	狩猟	銃	重傷	68	42	×	共猟者	52	山林に入り5人でイノシシ猟を行っている際、被害者が犬2頭を連れて加害者の前に出たところ、加害者がイノシシと間違えて散弾銃を発砲。弾は被害者の右腕部、右肩部を貫通。被害者はドクターヘリにより病院へ搬送された。
15	H31.2.3	群馬県 みどり市	狩猟	その他 (滑落)	—	39	—	—	本人	—	9人で狩猟(巻き狩り)に入り、勢子からの合図を受けて急坂を登坂中に転倒し、40メートルほど滑落。仲間が119番通報し、防災ヘリ(栃木県)にて病院へ搬送された。
16	H31.2.10	長野県 中野市	狩猟	銃	重傷	69	33	×	共猟者	53	巻狩りによる狩猟中、飛び出してきたニホンジカに加害者が発砲したところ、弾が跳弾し被害者の腹部を貫通した。
17	H31.2.26	山梨県 富士川町	狩猟	その他 (滑落)	死亡	75			本人	—	わなを仕掛けるため山に入り、崖から40～50m下へ転落した。死因は低体温症の疑い。
※都道府県からの報告及び報道により環境省が把握しているもの。また、詳細不明(捜査中)のものは除く。 ※「—」は不明、「○」は該当、「×」は非該当を表す。											
※重症:3週間以上の入院を必要とするもの。 中等症:入院を必要とするもので重症に至らないもの。 軽症:入院を必要としないもの。											

近年の狩猟事故状況（３）

- 大日本猟友会の「狩猟事故共済」において把握している事故の状況（図１～３）を見てみると、他者にケガ・死亡をさせる他損事故件数は近年減少傾向に見える一方で、捕獲者本人自らがケガ・死亡した自損事故件数は横ばいとなっている。また、以前に比べ、許可を受けた捕獲による事故件数の割合が増加している。
- 農林水産業や生態系等への被害防止を目的とした公的な捕獲活動が増加していることもあり、狩猟中はもとより許可捕獲の実施にあたっても、当然、事故防止の意識を徹底する必要がある。

近年の狩猟事故状況（４）

図1 狩猟及び有害鳥獣捕獲等における他損事故件数
（平成15～29年度）

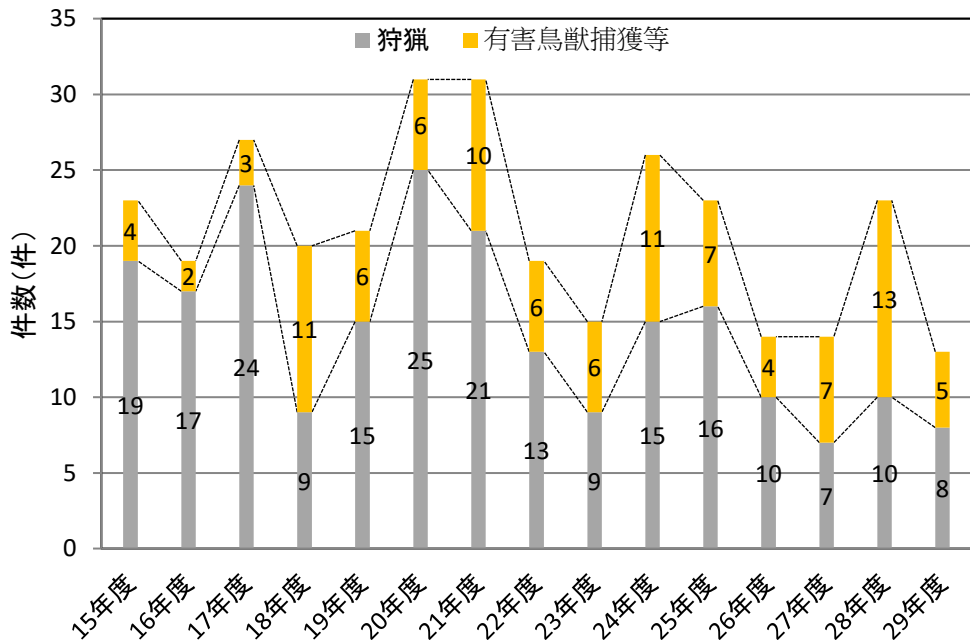
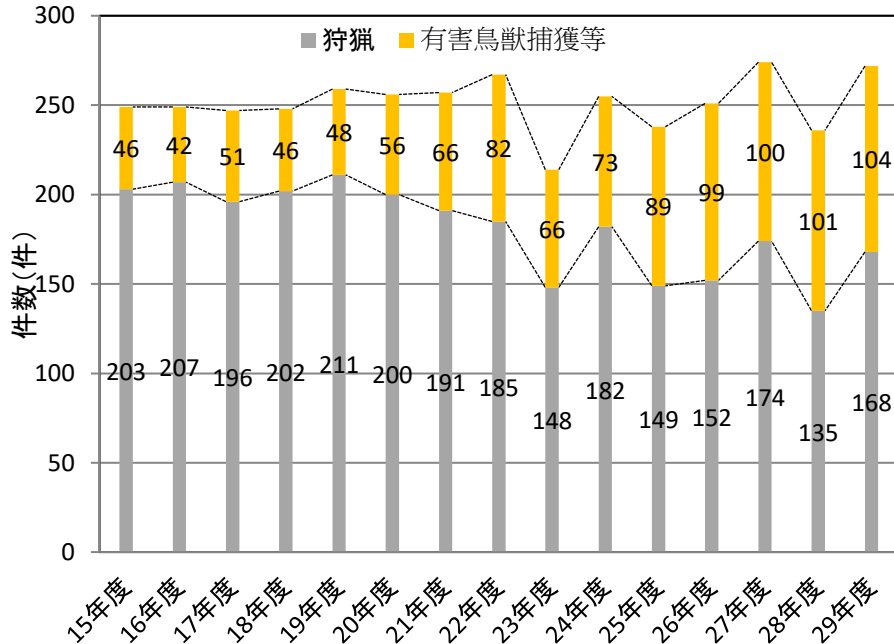
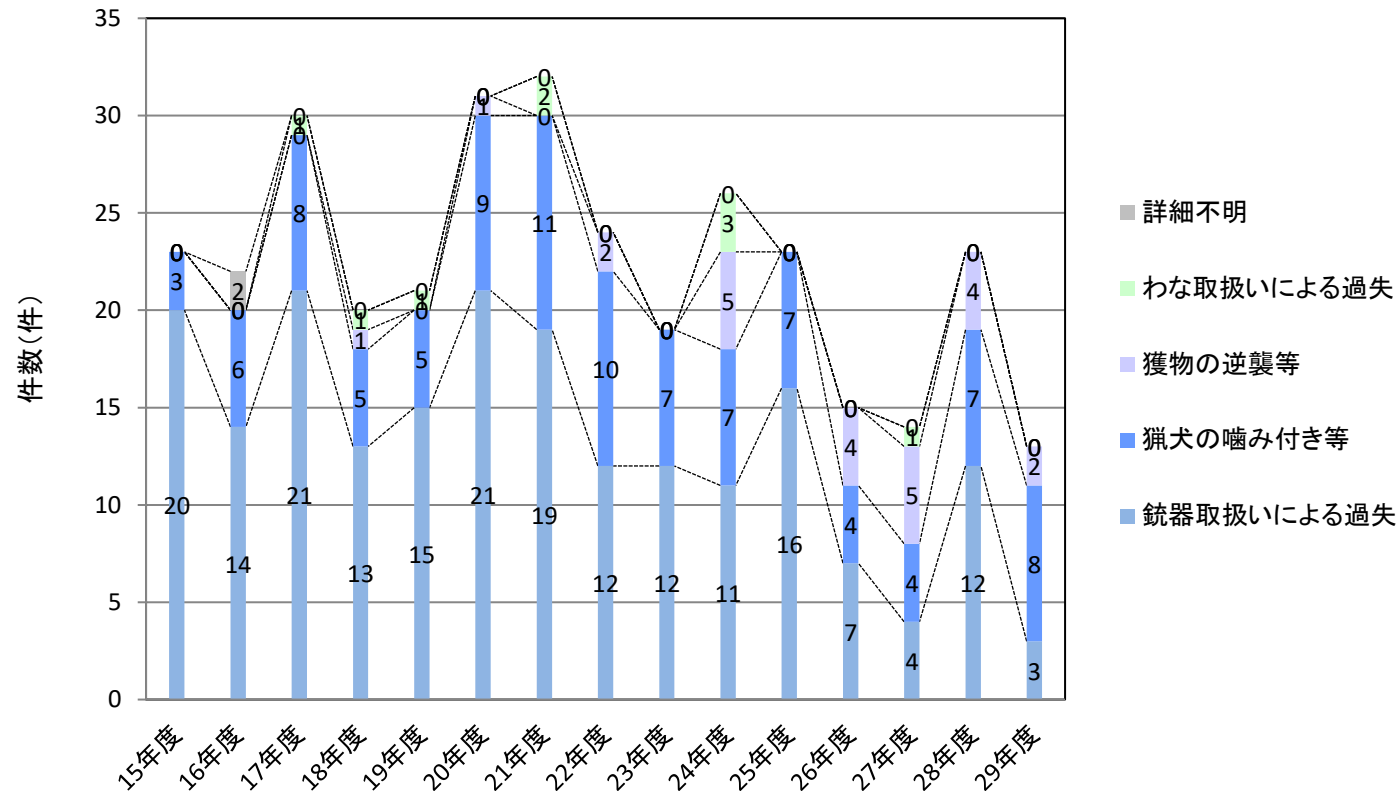


図2 狩猟及び有害鳥獣捕獲等における自損事故件数
（平成15～29年度）



近年の狩猟事故状況（5）

図3 他損事故件数 原因別（平成15～29年度）



鳥獣捕獲における安全確保

1. 捕獲者の安全管理に関する心構え
2. 銃器による捕獲の安全確保
3. わなによる捕獲の安全確保

銃器及び照準器、弾薬等の選択

○ 考慮すべき項目

- ・ 威力（殺傷能力）
- ・ 射程距離
- ・ 反動
- ・ 照準器（合わせやすさや、スコープの場合は倍率）

○ 不適切な用具を選択すると・・・

- ・ 捕獲効率の低下
- ・ 危険性が高まる：必要以上の威力や射程距離は不要

銃器の整備・調整・取扱いの習熟、射撃での訓練

- 整備や調整が不足していれば事故の原因になる。
- 現場での不具合には自分自身での対応が必要。
- 技能の向上と安全確保のための訓練は欠かさないように。
- 現場での作業に近い種目の射撃練習に努める。
- 捕獲実施前に指定射撃場において、用いる銃器や実包を使って、試射や照準合わせを確実に行う。

周囲状況の把握

- 現場が決まったら周囲の状況を確認する。
- 射撃（発砲）地点や発砲可能な射角の確認。
- 銃口を向けてはいけない場所や方向の把握。
 - ・ 人や車両の出入りの可能性
 - ・ 地形・植生 など
- 同行者の配置。
 - ・ 配置場所を離れる時は必ず連絡をとる。

移動中の銃器の取扱い

- 『狩猟読本』 『猟銃等の取扱いの知識と実際』 を再読
 - ・ 暴発は絶対に防ぐ。
 - ・ 脱包の確認は確実に。
 - ・ 装填、脱包が必要なタイミングを適切に判断する。
 - ・ 採用する捕獲手法に沿った判断が必要。

射撃（発砲）位置と射線や着弾点（バックストップ）の想定（１）

○ 待伏せの際の射撃（発砲）位置と射線の判断

- ・ できる限り視界の利く場所で待機。
- ・ 発砲できる範囲：バックストップまで。



○ 探索や追跡の際の射撃（発砲）位置と射線の判断

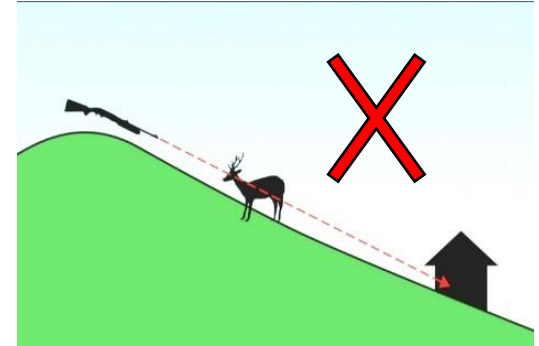
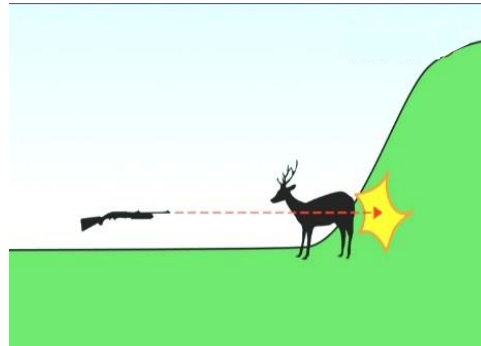
- ・ 探索区域を事前に十分に調査。
- ・ 対象鳥獣に遭遇しやすいパターンを予想。



射撃（発砲）位置と射線や着弾点（バックストップ）の想定（2）

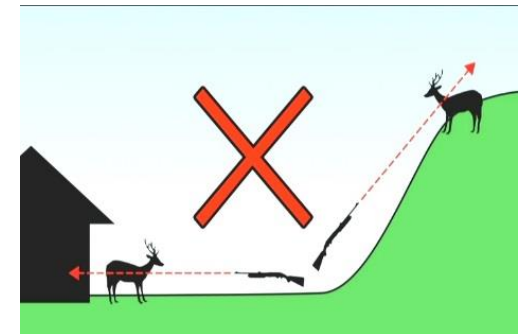
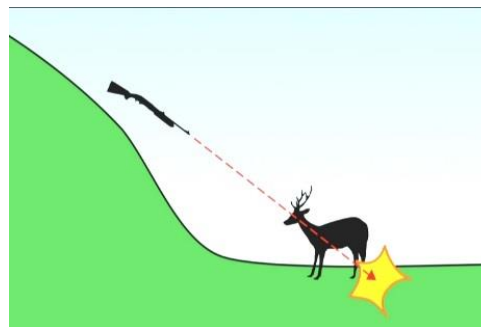
○ バックストップの判断

- ・ 着弾点が目視確認できる。

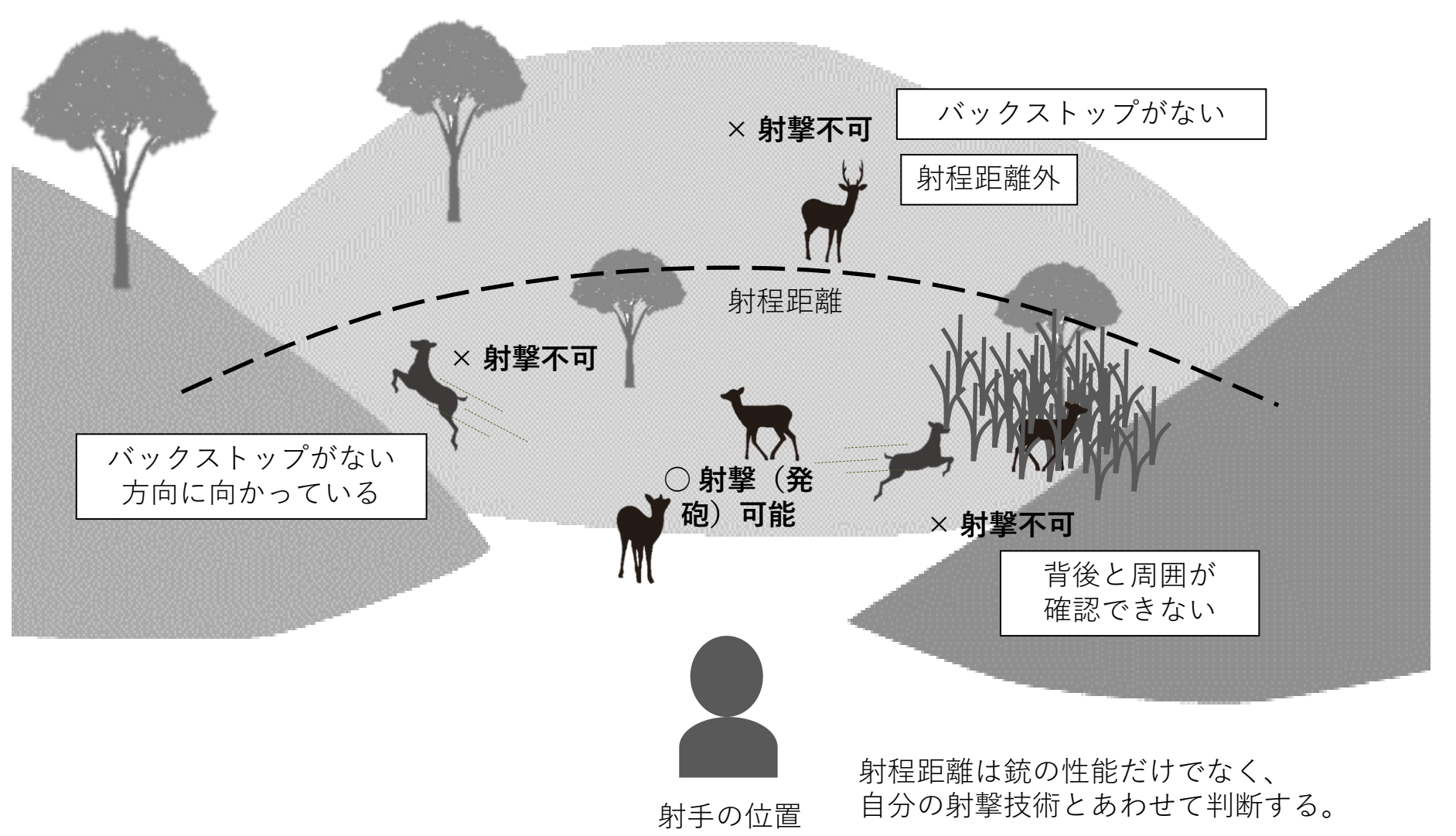


○ 移動する対象への射角

- ・ 想定した範囲外に射線が向かないように注意が必要。
- ・ 狙いを定めている間に注意。
- ・ 距離が短い対象への短時間での射撃に注意。



移動する対象への射角



尾根に近い対象

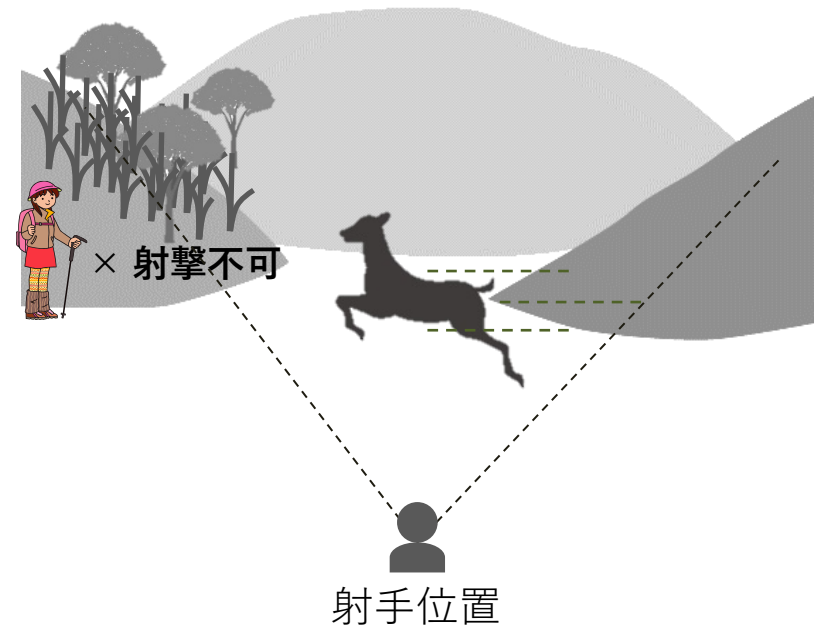
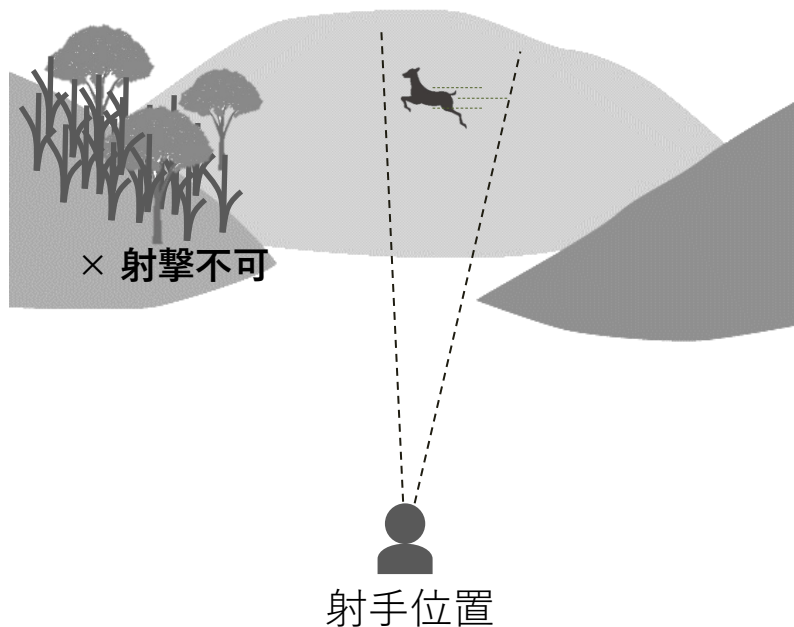


尾根を越えた対象と
尾根に向かう対象



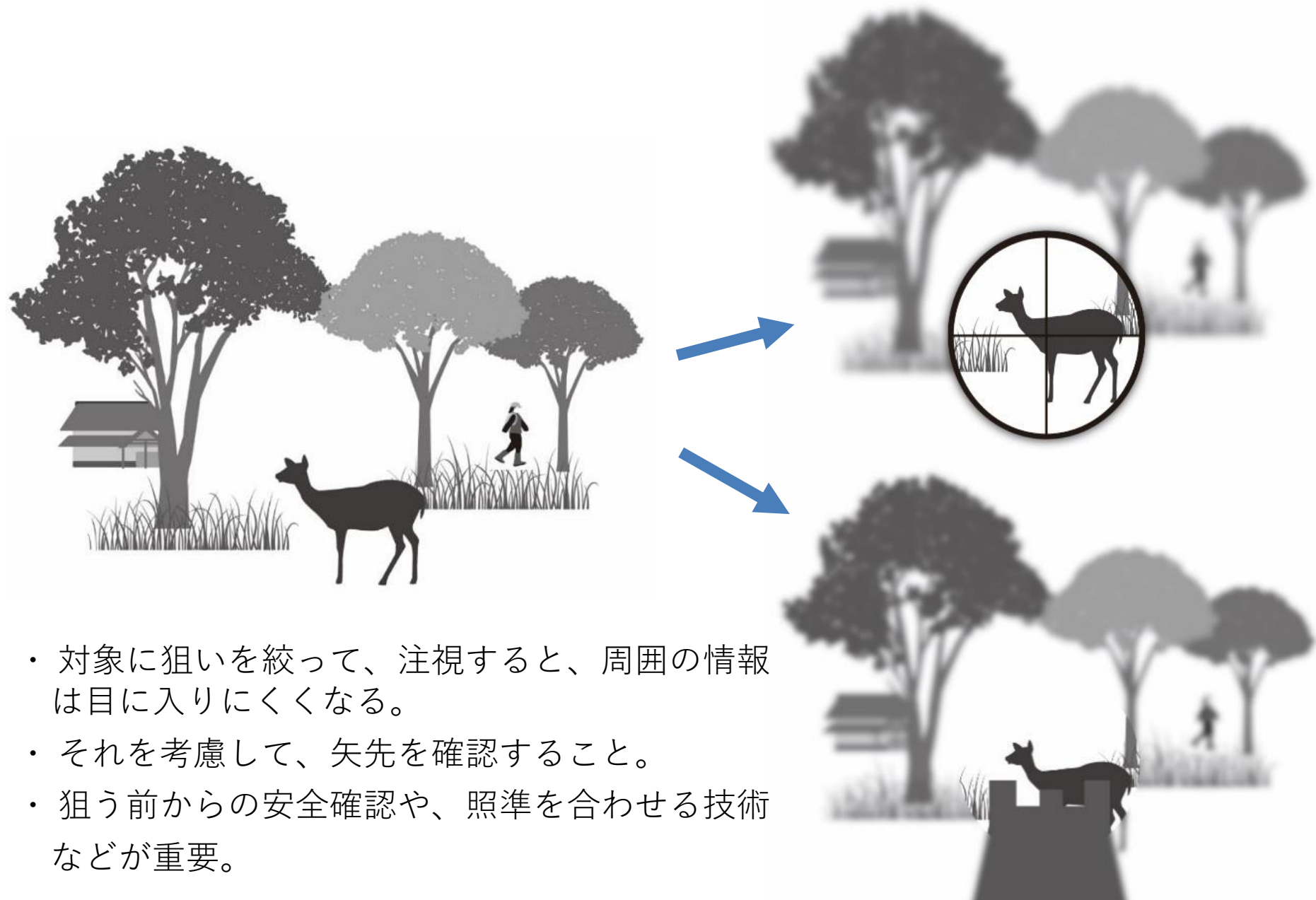
発砲時の判断

- 矢先の安全の最終確認。
- 事前に想定した射撃可能範囲を守る。
- 発砲直前に周囲の状況を再確認。
 - ・ 拳銃から射撃までを、素早く確実にできる訓練が必要。



- ・ 近距離を走る対象を狙うときは、射角が広くなるため、射線の方角には十分な注意が必要。

対象に狙いを絞った際の視野



- ・対象に狙いを絞って、注視すると、周囲の情報は目に入りにくくなる。
- ・それを考慮して、矢先を確認すること。
- ・狙う前からの安全確認や、照準を合わせる技術などが重要。

移動する対象を注視した際の視野



- ・ 移動する対象を注視して追うと、周囲の情報は目に入りにくくなる。
- ・ それも考慮して、拳銃前から発射まで、安全確認を十分に行う。
- ・ 狙う前からの安全確認や、照準を合わせる技術などが重要になる。